

ソ連共産党中央委員会政治局チェルノブイリ原発事故対策特別作業班会議

1986年5月22日

出席者：

ソ連共産党中央委員会政治局員

同志 ルィシコフ N. I .  
          ヴォロトニコフ V. I .  
          チェブリコフ V. M .

ソ連共産党中央委員会政治局員候補

同志 ドルギフ V. I .  
          ソコロフ S. L .

ソ連内務相

同志 ヴラソフ A. V .

会議招致出席者：

ソ連閣僚会議第1副議長 [副首相]

同志 ムラホフスキー V. S .

ソ連閣僚会議副議長 [副首相]

同志 バタリン Yu. P .  
          シチェルビナ B. E .

中規模機械製作省第1次官

同志 メシコフ A. G .  
          ペトロシヤンツ A. M .

国防省第1次官

同志 アフロメエフ S. F .

ソ連科学アカデミー総裁

同志 アレクサンドロフ A. P .

国家水文気象委員会委員長

同志 イズラエリ Yu. A .

ソ連外務省第1次官

同志 コヴァレフ A. G .

ソ連保健省第1次官

同志 シチエーピン O. P .

ソ連電力エネルギー省次官

同志 シャシャリン G. A .

国防省中央軍医局長

同志 コマロフ F. I .

ソ連保健省生物物理学研究所所長

ソ連医学アカデミー会員

同志 イリイン L. A .

ソ連電力省全ソ生産公団

「ソユザトムエネルギー」理事長

同志 ヴエレテンニコフ G. A .

ソ連科学アカデミー準会員

同志 クンツェヴィチ A. D .

ソ連保健省生物物理学研究所副所長

同志 ブルダコフ L. A .

ソ連共産党中央委員会重工業・

エネルギー産業部次長

同志 フロルィシエフ V. M .

1. 管理ゾーンの放射線状況及び住民の避難（もしくは再避難）が必要とされる放射線の許容限界基準について

この問題に関するイズラエリ同志の報告を了解。

ソ連保健省、国家水文気象委員会及び国防省によってとりまとめられた、住民の避難を要する若し

くは再避難が考えられる放射線の限界許容限界基準（添付）並びに一連の地区において摂取ゾーン化が必要とされる基準（該当地区の位置関係を定めた地図を添付）を承認。

特別の手段を用いて摂取ゾーンを包囲し、このゾーンへの人々の無許可の立ち入り、並びに家畜及び野生動物の進入を防ぐ厳戒態勢を敷くことが不可欠と判断。ソ連内務省及びソ連KGBは中規模機械製作省の参加のもと、これに関して必要な文書、指令を準備すること。

シチェーピン同志は、1986年5月10日現在の放射線レベルが毎時3から5ミリレントゲンであった各地区の子ども、妊婦及び乳幼児の母親を対象とした夏季期間中の一時移住の妥当性について、ソ連保健省の公式の結論を1日のうちにとりまとめ、当特別作業班に示す義務を負う。その際、その各地区の位置関係及び移住を要する予想住民数を記した地図を添付のこと。

国防省は、他の関係各省庁と共に、様々なレベルの放射能汚染を示す各地区に応じた、居住地点及び環境の効果的な除染方法並びに手段をとりまとめること。

1986年5月26日の当特別作業班会議で、ウクライナ共和国及びベロルシア共和国閣僚会議議長〔政府首相〕並びにウクライナ及びベロルシア共産党中央委員会書記の参加のもと、新たに放射線レベルの上昇が判明した各地区からの避難を必要とする人々の移住、それらの人々に対する然るべき社会生活条件の整備について検討することが必要と判断。

バタリン同志に対し、関係省庁及びウクライナ共和国並びにベロルシア共和国閣僚会議〔政府〕の参加のもと、摂取ゾーンからの避難民に対する定住用住居の保障措置に関するソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議〔政府〕決議案を1週間のうちに用意するよう委任。

ムラホフスキー同志に対し、放射能高汚染地区で生産される農産物及び畜産製品の除染並びに再利用策に関する決定を2日間のうちにとりまとめ、当特別作業班に審議のため提出するよう委任。

ソ連財務省及びソ連国家労働委員会は、摂取ゾーンからの避難民を第一とした、チェルノブイリ原発事故に伴う住民の物質的損害に対する補償規則に関する提言を1週間のうちに提示すること。

アフロメエフ同志に対し、避難民の帰還が可能な各居住地点に対する除染作業を最優先に組織するよう委任。対象地区を明確にした除染作業計画を、本年5月28日の当特別作業班会議に提出するものとする。

## 2. 高性能放射線測定器のフィンランドでの買い付けについて

放射線測定器のフィンランドでの買い付けに関する国家水文気象委員会の申し入れを了承。

対外貿易省（アリストフ同志）に対し、「Ballak」社（フィンランド、トゥルク市）と交渉を行い、国家水文気象委員会提出のリストに基き、総額50万ドル相当で同委員会用に装備、機材類を購入する合意を交わすよう委任。

## 3. 事故処理作業の進捗状況について

この問題に関するヴォロニン同志の報告を了解。

チェルノブイリ原発敷地内に堆積した放射性物質の、プリピャチ川への流入防止に向けた作業、並びに同原発第1・2号炉、建設生産拠点、コンクリート工場の除染作業を加速させることの必要性にヴォロニン同志は注意を払うこと。

## 4. IAEA臨時総会について

この問題に関するペトロシヤンツ同志の報告を了解。

5. 30キロメートル圏の除染処理策に関するソ連共産党中央委員会及びソ連閣僚会議決議案についてこの問題に関するシチェルピナ同志の報告を了解。

シチェルピナ同志に対し、当会議で定められた許容放射能汚染レベルを考慮の上、上記文書案を修正し、1986年5月26日に当特別作業班へ検討のため提出するよう委任。

6. ソ連電力電化省次官の追加職務について

チェルノブイリ原発事故対策の組織化の必要性が生じていることに伴い、ソ連電力電化省次官に追加職務を導入する案件について、特例としてシチェルピナ同志の提言に同意する。

ソ連電力エネルギー省は、定められた形に則って提言を示すこと。

N. ルィシコフ

ソ連閣僚会議総務局総務課 2 印